

## 「再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成25年度新規参入者向け調達価格等の改正について」へのパブリックコメントの論点

パブリックコメント募集要項

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620113010&Mod e=0>

### 10kW未満の太陽光発電について

1. 買取価格 38 円は低すぎます。少なくとも 40 円程度にすべきです。
2. 調達価格の算定方法を改めるべきです。

意見の理由

「意見案」の提案する、買取期間を 10 年とし、1kW あたり 38 円の買取価格では、IRR(内部収益率)3.2%は出ません。

この IRR(内部収益率)3.2%を可能にしている現在の算定方法は、設置後 11 年目から 20 年目までの発電量をすべて自家消費すること（または自家消費並の料金で売電できること）を前提にしています。しかし、主として家庭用の 10kW 未満の太陽光発電設備で発電量をすべて自家消費することは現実的ではなく、また 11 年目から自家消費並の料金で売電できる保証はまったくありません。

法の趣旨からすれば、少なくとも 10 年間の買取期間中に太陽光発電所有者の必要経費分の収入が得られるようにするか、もしくは、余剰買取を止め、全量買取として、買取期間も 20 年としたうえで、IRR(内部収益率)が 3.2%になるような買取価格を設定すべきです。

以上とおり、従来通りの算定方法をとることは不適切であるにも関わらず、「意見」は、次の理由を挙げて、算定方法の見直しを否定しています。

- ①10kW 未満の太陽光発電は住宅用であり、IRR を保証することはなじまない。
- ②考え方を踏襲し、連続性を担保する必要がある。
- ③導入量が増加しており、調達価格の低さが参入の障壁になっていない。

しかし、これらの理由は法の趣旨に違反しており、従来通りの計算方法をとる理由になっていません。

①については明らかに法の趣旨に違反しています。法第 3 条第 2 項は、「再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(中略)が受けるべき適正な利潤-(中略)-その他の事情を勘案して定めるものとする。」とし、附則第 7 条「この法律の施行の日から起算して 3 年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする」としています。①がこの法の規定の趣旨に反していることは明かです。

②については、不適切なものであれば改めるべきことは明かで、連続性などは理由になりません。

③については、導入量が増加しているのは、国民が再生可能エネルギー普及の意義を理解して、損を覚悟で積極的に取り組んでいるからであり、これも全く理由になっていません。

## 10kW以上の太陽光発電について

1. 500kW未満と500kW以上の発電規模による区分を設け、それぞれに調達価格を設定すべきです。
2. 500kW未満の37.8円(税込み)の買取価格は低すぎます。少なくとも39~40円程度にすべきです。

### 意見の理由

10kW以上の調達価格の算定については1000kW以上のシステム費用を基にし、その説明には「昨年と同様の方法を採用する」としています。これは昨年の委員会でのヒアリングにおいて、業界団体が小規模のものも大規模のものもコストに差がないと説明したことを根拠としています。

しかし、公表されている「平成25年度調達価格検討用基礎資料」によれば、確かに500kW以上の大規模太陽光発電では1kW当たりのコストが28万円以下にまでコストが低下していますが、一方で、10~50kW未満は43.7万円、50~500kW未満は37.5万円と、2012年度の調達価格を算定する際の前提となった32.5万円に届いていません。500kW未満の太陽光発電の設備コストは、決して下がっておらず、500kW以上と未満で明白なシステム価格の差が認められています。法の趣旨及び昨年の報告書に照らせば、500kW以上と未満で区分分けを行い、それぞれに調達価格を決めるべきです。

区分分けを行わない理由が述べられていますが、賦課金負担が過重にならないようにするには、500kW以上の調達価格を下げればよいし、それ以外の理由も説得力のあるものではありません。

### 平成25年度調達価格検討用基礎資料

[http://www.meti.go.jp/committee/shotatsu\\_kakaku/pdf/010\\_s02\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/shotatsu_kakaku/pdf/010_s02_00.pdf)

#### <参考> 平成25年度調達価格検討用基礎資料の10kW以上太陽光のシステム価格

10kW以上太陽光のシステム価格(太陽光パネル、パワーコン、架台、工事費を含む)の経年変化  経済産業省  
資源エネルギー庁

- 今年度調達価格の前提は、32.5万円/kW。
- 認定設備データでみると、7-9月期では32.5万円/kWとなったものの、10月以降でみると28.0万円/kWにまで低下。
- 被災地補助データは、既述の通り、実勢のコストより高めの水準になる傾向があるが、いずれにせよ価格が低下している傾向は確認できる。
- 賦課金の負担が電気使用者に対して過重なものにならないよう、法律は「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう定められており、より価格低下が進んでいる認定設備データの直近値(28.0万円/kW)を参照することが妥当ではないか。したがって、この価格下落については、来年度参入者の調達価格の算定に反映すべきではないか。

		10-50kW未満	50-500kW未満	500-1000kW未満	1000kW以上	
今年度調達価格の想定(1kWあたり)		-	-	-	32.5万円	
認定設備データ (2012年7月~9月)	平均値(1kWあたり)	47.2万円	36.9万円	31.9万円	32.5万円	
	データ数	865件	28件	7件	18件	-14%
認定設備データ (2012年10月以降)	平均値(1kWあたり)	43.7万円	37.5万円	27.3万円	28.0万円	
	データ数	2,723件	80件	11件	17件	
被災地補助データ (2012年3-4月公募分)	平均値(1kWあたり)	58.6万円	45.0万円	39.7万円	33.7万円	
	データ数	25件	16件	4件	25件	-5%
被災地補助データ (2012年7-8月公募分)	平均値(1kWあたり)	47.7万円	35.6万円	32.6万円	32.0万円	
	データ数	108件	141件	40件	60件	

## その他

### 1 調達価格等算定委員会の運営について

調達価格は、経済産業大臣が決定するに当たって、国会の同意人事を経て選任された5人の専門委員会が意見をまとめ、それを経済産業大臣が尊重するとされています。

ところが、委員会を Ustream で見ていると、事務局である資源エネルギー庁の部長から、委員と同等の立場であるかのような発言が数多くなされています。とりわけ、第11回調達価格等算定委員会では、「山地委員と山内委員は事務局と同じ意見である」との発言まで行っています。これは、国会の同意人事で選任された委員を軽んじるものです。事務局は委員会の議論を補佐する立場に徹すべきです。事務局のこうした発言を許さない議事運営がなされるべきです。

### 2 パブリックコメントについて

今回のパブリックコメントは、「意見」公表された翌日の3月12日から3月22日と極めて短い期間になっています。こうした短いパブリックコメント期間は、真摯に国民の意見を聞く姿勢を疑わせるものです。

太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及には、多くの市民がかかわっており、こうした市民の意見を十分汲み上げるパブリックコメントの期間が必要です。

また、寄せられた意見を、これに対する委員会としての意見や、仮に意見を採用しなかった場合は、その理由も含めて公表されるべきです。